

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	路上違反簡易広告物撤去活動員名簿ファイル	
行政機関等の名称	大阪市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	建設局総務部管理課（適正化担当）	
個人情報ファイルの利用目的	路上違反簡易広告物撤去活動員登録事務（活動員証の発行等）のために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 所管工営所、3 活動区、4 所属団体名、5 活動員証認定番号	
記録範囲	路上違反簡易広告物撤去活動団体等認定申請書（新規・更新）別紙活動員名簿に記載のある者	
記録情報の収集方法	路上違反簡易広告物撤去活動団体等認定申請書（新規・更新）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務局行政部行政課（情報公開グループ）	
	（所在地）〒530-8201大阪市北区中之島 1 丁目 3 番20号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備 考	—	